

岩手県告示第479号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成28年5月20日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 解除に係る保安林の所在場所 上閉伊郡大槌町吉里吉里三丁目149の1（次の図に示す部分に限る。）、149の6、吉里吉里第14地割字大久保28の12、字天狗木49の12
- 2 保安林として指定された目的 魚つき
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

備考 「次の図」は、省略し、その図面を岩手県農林水産部森林保全課及び大槌町役場に備えておいて縦覧に供する。